

## しみずデータ伝送サービス利用規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2026年6月1日（月）より事務手続きの変更を行います。つきましては、下記の「しみずデータ伝送サービス利用規定」を改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 記

#### 1. 改定日

2026年6月1日

#### 2. 対象規定

- (1) しみずデータ伝送サービス利用規定（VALUX 方式）
- (2) しみずデータ伝送サービス利用規定（AnserDATAPORT 方式）

#### 3. 改定内容

データ伝送サービスによる総合振込および給与振込の際に、口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合に、お客様からの組戻しの申し出を受けることなく、当該振込資金を指定口座に入金させていただく方法に変更いたします。

詳しい内容につきましては、以下の新旧対照表をご確認ください。

#### 4. 新旧対照表

- (1) しみずデータ伝送サービス利用規定（VALUX 方式）

旧	新
<p>1 1. 本サービスの内容</p> <p>(5) 総合振込サービス</p> <p>④依頼内容の取消・訂正・組戻し</p> <p>オ. 口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合にも、前記イの組戻しを行ってください。</p> <p>(6) 給与（賞与）振込サービス</p> <p>④依頼内容の取消・訂正・組戻し</p> <p>オ. 口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合にも、前記イの組戻しを行ってください。</p>	<p>1 1. 本サービスの内容</p> <p>(5) 総合振込サービス</p> <p>④依頼内容の取消・訂正・組戻し</p> <p>オ. <u>振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該振込資金を指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u></p> <p>(6) 給与（賞与）振込サービス</p> <p>④依頼内容の取消・訂正・組戻し</p> <p>オ. <u>振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該振込資金を指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u></p>

(2) しみずデータ伝送サービス利用規定 (AnserDATAPORT 方式)

旧	新
<p>3. 総合振込の取扱い</p> <p>(12) 振込取引において、振込指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻手続により処理します。</p>	<p>3. 総合振込の取扱い</p> <p>(12) <u>振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該振込資金を「契約口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u></p>
<p>4. 給与振込・賞与振込の取扱い</p> <p>(13)なし</p>	<p>4. 給与振込・賞与振込の取扱い</p> <p><b>【追加】</b></p> <p><u>(13) 振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該振込資金を「契約口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u></p>

以上